

医療情報化推進方針（案）の概要について

令和 8 年 9 月 9 日

厚生労働省 政策統括官付

医療情報基盤担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

医療情報化推進方針及びDX審査支払機構の中期計画・年度計画

支払基金における医療DX業務への国によるガバナンスを発揮する観点から、昨年成立した医療法等改正法により、厚生労働大臣は医療情報化推進方針を作成することとされている。

また、同改正法により、支払基金は本年10月にDX審査支払機構に改組され、中期計画及び年度計画を策定することとされている。なお、年度計画に関しては、厚生労働大臣の評価の対象となっている。

「医療情報化推進方針」

作成主体：厚生労働大臣

対象期間：3年以上、6年以内

方針内容：医療情報化推進の意義及び基本的な方向
国、DX審査支払機構、国保連その他関係者の取組
機構が作成する中期計画の基本事項 等

「中期計画」

作成主体：DX審査支払機構

対象期間：期間の定めなし（※推進方針に合わせる予定）

計画趣旨：上記方針に基づき、医療情報化推進業務の運営
その他の医療情報化推進の実施に関する中期計画

計画内容：医療情報化推進のための達成目標
目標を達成するために取り組むべき措置

「年度計画」

作成主体：DX審査支払機構

対象期間：1年間（1事業年度）

計画趣旨：中期計画に基づき、その事業年度の医療情報化推進業務の運営に関する計画

【厚生労働大臣による評価】

機構は、毎事業年度の終了後、厚生労働大臣の評価を受けることとされている。（機構法31条）

（評価の仕組み）

- 機構は、各事業年度の終了後3月以内に、厚生労働大臣に対して、業務の実績や自己評価結果を明らかにした報告書を提出・公表。
- 厚生労働大臣は、総合的な評定を付して評価。
- 評価を実施後、機構に評価結果を通知・公表。
- 機構は、評価結果を中期計画・年度計画や業務運営の改善に適切に反映。また、反映状況を公表。
- 厚生労働大臣は、評価結果に基づき、必要があると認めるときは、機構に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずるよう命令が可能。

1. 医療情報化推進の意義及び基本的な方向に関する事項

医療情報化推進の意義

「点で進んできたDXを、国がハブとなって“線”につなぎ、やがて“面”へ。」

個々の医療機関等の業務運用に即して構築してきた多様なデジタル基盤を、国が共通ルールや共通プラットフォームで束ね直し、民間の創意工夫を組み合わせ、日本全体で「つながるDX」へ再構築する。この再構築を通じて、以下の5点を実現する。

1 医療等の現場におけるDXによる生産性向上やセキュリティ対策の徹底による

医療等サービスの安定的な提供

2 全国的な医療等情報の共有体制の整備による

医療等サービスの質の向上と患者の利便性向上

3 医療等情報の共有等による効率的なサービス提供とモダンな技術を活用したシステムへの刷新、医療費適正化に資する取組等による

制度の持続可能性の確保と国民負担の軽減

4 PHRの一元的な把握を可能とすることによる

個人の健康増進への寄与

5 安全保障や危機管理の観点から自然災害や感染症危機に対応する

サービス提供体制の強靱化

「国民一人ひとりにとって最適で質の高い医療等サービスが安定的・持続的に受けられる社会」を目指す。

医療情報化推進の基本的な方向

クラウド移行で3つを実現

「オンプレミスのたこつぼ化を越え、クラウドで基盤をつなぎ直す。」

「つながるDX」を実現するために、オンプレミスによるたこつぼ型の構造をつむぎ直し、共通ルールのもとで相互接続が可能なクラウド型基盤へと再構築していく。

業務効率化・生産性向上

医療情報システムのクラウド化により、AIを活用した業務効率化ツール等の導入を容易にし、業務効率化と生産性向上を実現

セキュリティ対策

クラウド化によりセキュリティ監視を強化し、サイバー攻撃への対応力を向上

データの共有

データ連携基盤の構築により、医療機関等との情報共有の円滑化、PHRの個人への還元、データの二次利用を促進

全国医療等情報プラットフォームの構築

医療機関や薬局、介護事業者、保険者、救急隊、自治体などが医療等情報を共有できるようにするとともに、国民もマイナポータル等で情報を閲覧・活用できる環境を実現する。

構築に当たっては、以下の点に留意して推進していく。

- ✓ DXサービス利用を効率的・計画的に行うための部局間連携の強化
- ✓ 電子カルテの認証制度活用によるベンダーへの改修要請
- ✓ 費用対効果を踏まえたシステムの導入判断
- ✓ ダッシュボードによる進捗・効果の見える化、国民の理解醸成

対象期間

2026年10月1日～2030年3月31日

※医療計画や介護保険事業計画のスケジュールを踏まえ、第1期は3年半、その後当面は3年ごととする予定。

目標

(2028年度までに)

電子カルテ普及率
100%

200床以上の病院(療養病床等が中心の病院を除く)の電子カルテ

電子カルテ普及率
約100%

必要な患者の医療情報共有が可能な電子カルテ

(2030年末までに)

サイバーセキュリティ対策100%

地域の拠点となる病院の対策100%実施

クラウドネイティブ型の環境整備

大病院向けのクラウドネイティブ型製品の提供

1. 医療DXサービス利用のための基盤整備
(1) クラウドネイティブ型電子カルテの普及
(2) 大病院向けのクラウドネイティブ型製品(電子カルテ・部門システム)の開発・普及支援
(3) サイバーセキュリティ対策の強化
2. 全国医療等情報プラットフォーム
(1) 医療情報基盤
① マイナ保険証を基本とする仕組みにおける医療機関等の環境整備の推進
② レセプト情報・特定健診情報等に基づく医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化
③ 診療報酬改定DXの推進
④ 電子処方箋の普及と利活用等の推進
⑤ 電子カルテ情報共有サービスの運用開始と情報の拡張
⑥ 救急時における患者の医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化
⑦ 救急隊と医療機関で傷病者情報の共有を可能とする「救急医療情報連携プラットフォーム」を構築
⑧ 次の感染症危機に備えた対応等
⑨ 診断書等提出の電子化
⑩ HPKI等の暗号移行対応等
⑪ 医薬品コードの整備
(2) 介護情報基盤
① 介護保険の利用者、自治体、介護事業所、医療機関等における介護情報等を電子的に共有できる情報基盤の整備

(3) 行政・自治体情報基盤
① PMH分野横断共通機能の運用
② 医療費助成のオンライン資格確認の更なる推進
③ 予防接種事務のデジタル化
④ 母子保健DXの推進
⑤ 自治体検診情報を共有する仕組みの構築
⑥ 生活保護制度の医療扶助に係るデジタル化の推進
⑦ 指定難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請手続のオンライン化
⑧ 自立支援医療の支給認定申請等のオンライン化
⑨ 難病・小児慢性特定疾病・自立支援医療の自己負担上限額管理票の電子化
(4) マイナポータル及びマイナポータルAPIを活用した国民への医療等情報の還元
① 国民への医療等情報の還元
3. 医療等情報の二次利用
(1) 公的DBにおける仮名化情報の利用・提供
(2) 電子カルテ情報データベースの構築及び運用
(3) 自治体検診情報の二次利用
(4) 公的DB等の情報連携基盤の構築及び利用促進
(5) 次世代医療基盤法等に基づく民間保有のデータベースの利活用の推進
(6) 医療等情報の利活用を更に円滑化するための制度枠組み等の検討
(7) 保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供
(8) 保険者による保健事業の推進支援

3. DX審査支払機構における中期計画

DX審査支払機構においては、次の点に留意の上、組織の特性を活かしつつ、中期計画を作成するものとする。

中期計画の期間

2026年10月1日～2030年3月31日

計画期間中の
重点取組事項

1. 医療DXサービス利用のための基盤整備	上記2. のうち DX審査支払機構に おいて特に取り組む べき事項
2. 全国医療等情報プラットフォーム	
3. 医療等情報の二次利用	

医療情報化推進業務の運営の効率化に関する事項

- ✓ 効率的・効果的な組織運営の推進
- ✓ システムに係る調達の最適化
- ✓ AI等の先端技術の利活用による業務の効率化及び高度化

その他医療情報化推進業務の運営に関する重要事項

- ✓ 人材の育成及び確保
- ✓ 情報セキュリティ対策及び個人情報保護
- ✓ 国民や医療関係者等に向けた情報提供や情報共有の充実

4. 医療法の基本方針及び介護保険法の基本指針との整合性確保

医療情報化推進は、医療・介護サービスの安定供給や質の向上、制度の持続可能性確保等により、医療提供体制の確保や介護保険給付の円滑な実施に寄与するため、医療法の基本方針及び介護保険法の基本指針との整合性を確保しながら推進する。

5. その他医療情報化推進に関し必要な事項

医療情報化推進の取組が確実に進むよう進捗を定期的に確認し、政策効果の検証を行うとともに、デジタル技術の進歩を踏まえて取組の強化や方針の見直しのフォローアップを行う。

医療情報化推進方針(案)(第1期:2026年10月~2030年3月)に基づき予定している主な取組

